

東村山市
子ども読書活動推進計画に向けて
— 提 言 —

平成16年(2004年)9月

東村山市子ども読書活動推進計画策定協議会

— はじめに —

子どもの読書離れが叫ばれて久しい。テレビやビデオをはじめとする視聴覚メディアの普及や、コンピュータなど情報メディアの発達、子どもと読書の関係に影響を及ぼしていることは想像に難くない。こうしたメディア環境の変化に加え、塾通いなど子どもの生活時間の変化も、読書離れに拍車をかけたのかもしれない。

子どもの読書離れについて、人格形成の点からまた学力低下の深刻化などからも注目されるようになり、読書の意義と役割が見直されてきている。

文化審議会の答申「これからの時代に求められる国語力について」（2004年2月）でも、読書力に裏づけられた国語力が、これからの時代を生きていく子どもたちにとって必須であると述べられている。国語力は、個人にとって「知的活動の基盤を成し」、「感性・情緒などの基盤を成し」、「コミュニケーション能力の基盤を成す」ものであるばかりでなく、社会全体にとっても、あるいは社会変化に対応するためにも大きな力を持つものである。

更に、この答申では、国語力の向上には、「国語教育」と「読書活動」が最も有効な手段であり、密接に関連する両者の共通目的は、「自ら本に手を伸ばす子どもを育てる」ことであるとしている。

読書活動の観点から言うと「自ら本に手を伸ばす子どもを育てる」ために、学校においては、学校図書館の整備を計画的に進め、子どもたちの読みたい本を備え、また授業で必要な資料を十二分に備える必要がある。こうしたことを円滑・強力に実施するために、学校図書館には専任の人が不可欠である。

保育施設・子育て関連施設においても、乳幼児期から子どもが本に親しむ基礎を築くために、読書環境を整備し、母親や父親に読み聞かせの重要性や楽しさを知ってもらうための事業を行うことが大事である。公共図書館においては、幅広い蔵書と専門的な職員を備え、子どもの読書推進の拠点として、市内で行なわれている様々な活動を結び、援助することが大変重要である。

東村山市立図書館は、市民の願いと後押しがあって誕生し、その後も市民との協働を特長としながら歩んできた図書館である。現在、東京都で唯一、図書館長を「司書の資格を有する者」と「図書館設置条例」の中で条件づけているのも、市民要望の成果であると言えよう。このように、誕生以来市民と固い絆で結ばれている市立図書館が、子どもの読書活動について積極的な役割を果たすことは当然である。

図書館と行政内部の密接な連携、そして地域、学校、家庭の三者が連携をし、未来を生きる子どもたちのこれからを支える読書活動の推進に力を注いでほしい。そして、“市民と図書館”との協働から更にステップアップした“市民と全市的な子どもの読書行政”という関係の中で、この提言が受け止められ、活かされ、継続して力を発揮することを切に願う。

【基本的な考え方】

本に出会えない子どもたちの現状

子どもの読書離れが、書けない、読めないなどの国語力の低下を招き、想像力がない、コミュニケーションができないなど心の成長に影響していることを危惧しています。

今の子どもたちは、すでにいろいろな場面で語られているように“自由な時間”がなく、小学生でも放課後の習いごと、中学高校生は部活動、受験勉強等により本を読むための時間が取れません。また、時間ができたとしても、本以外にもゲームやテレビといった魅力的なことが多く、本を手にするまでにいたりません。

児童生徒が一日の大半を過ごす学校で、どの子もゆったりと本に触れ、本のおもしろさを知る機会があるかと言うと、必ずしもそうではありません。学校での読書の拠点である学校図書館は、設置場所、開館時間、蔵書数や蔵書構成などの点で課題が多く、整備が始まったばかりの状況です。12学級以上の小中学校には、司書教諭が配置されていますが、専任ではないので学校図書館の仕事に充分時間を割くことができません。

家庭での読書環境や保護者の意識も多様化しており、特に中学生以降の年代に対しての働きかけが難しくなっています。

たくさんの親子が本に触れる機会を

赤ちゃんを抱っこしてゆったりと絵本を読み聞かせることは、親子の絆を深めるとともに、その後の子育ての中に読書を大切なものとして位置づけていく初めの一歩になります。これからお父さんお母さんになる人やなったばかりの人に、赤ちゃんでも絵本の世界を十分楽しめることをぜひ知らせたいものです。

育児情報があふれる中、迷ったり孤立感をかかえながら子育てをしている親が多いと言われていますが、子育て支援の観点からも、市内のいろいろな場所で乳幼児親子が気軽に本に出会い、本を介して地域の人との温かい交流ができることが必要です。

ことばを磨き、こころを育て、“人を知る”ために読書が大切なこと、小さい頃からの読書習慣が生涯の宝となることを、多くの保護者に伝えてください。そして、保護者自身も本に親しみ、子どもがいくつになっても本を通した触れ合いのある豊かな親子関係を築けるように支援してください。

学校での読書推進の充実を

読書はあくまで個人的、自主的な行為であり、強制的に押しつけるものではありません。しかし、学校教育の場で、読書の楽しさがうまく伝えられれば、本好きの子どもが増えていくことでしょう。多様な世界や生き方を知ることができる読書のすばらしさを、ぜひ子どもたちに伝えてほしいと思います。更に、図書館活用体験を通して、情報化社会で必要とされる情報活用能力を取得させることが必要であると考えます。

そのためには、学校図書館が整備され、読書指導、情報活用指導が学校全体の位置づけの中で実施されることが求められます。特に重要となる学校図書館の資料費の充実や専任の職員の配置を願わずにられません。

学校図書館に、専門的な知識を持つ専任の職員が配置されれば、教室とは違う居場所として子どもたちを受け入れ、ひとりひとりの個性や要望に沿った本を差し出すことができます。また、授業への支援、保護者への啓発、学校とボランティアの橋渡しなどもできます。全国の先進的な活動をしている学校の事例や手法を参考にしながら、実効性ある施策を求めます。

子どもと本を結びつけるしくみを

障害児や外国人を含めた市内のすべての子どもの読書が充実したものになるためには、図書館・保育園・幼稚園・学校・児童館・児童クラブ・文庫等で読書環境が整備され、それぞれの施設や場所で子どもに関わる人たちが共通の認識を持って、各施設の特徴を活かしながら、保護者を啓発したり、子どもと本を結びつけていくことが大切です。そのための連携、交流、情報交換、研修等の機会やしくみを作っていくことを望みます。

合わせて、保護者や地域のボランティアなど、子どもの読書に関わる人材の育成、ネットワーク作りも必要です。文庫やPTAの保護者たちの働きかけがきっかけで市立図書館の開館が実現し、今なお子どもの読書に関わる市民活動が盛んな東村山らしい、温かくきめの細かい読書推進の施策を期待しています。

【具体的な施策への提言】

市民への啓発・情報提供の充実

子どもの読書や育児・教育に関心のある人だけでなく、なるべく多くの保護者や子どもに関わる大人に、あるいは子ども自身に、情報が行き届くような工夫をしてください。また、子どもの成長に読書が大切であることをいろいろな機会をとらえて伝えていくことを望みます。

- 保護者への早期啓発機会の拡充（母親及び両親学級、乳幼児健診等）
- 赤ちゃん絵本をつなげるための事業
- 子どもの読書に関する講座・事業の開催
- 本と出会える場所を示したマップ、ブックリスト、啓発リーフレット等の作成・配布
- 情報提供方法の工夫（ホームページ、自治会の回覧板等）
- 情報提供場所の工夫（コンビニエンスストア、銀行等）
- 事業者（商店街や書店等）とのタイアップによる事業開催
- 障害者、外国人などの情報を入手しにくい市民への配慮

本にふれる機会の拡充

図書館はもちろん、乳幼児親子や子どもたち自身が気軽に出かけられる市内のいろいろな施設や場所で、良質の本を読んだり、読み聞かせ等の楽しい体験を受けられることが大切です。

- 保育施設・子ども関連施設における図書等の充実
- 保育施設・子ども関連施設における読み聞かせ等読書活動の充実
- 出張おはなし会や紙芝居キャラバン等の実施
- 市民による読み聞かせ等の活動への支援

学校における読書活動推進体制の確立

学校では、読んだ本の数や量という数値目標を定めるのではなく、いかに子どもがこころ動かすような本と出会えるかを考えることが大切です。そのためには、学校全体の取り組みとして、組織的な体制を整える必要があります。

- 教員・管理職への啓発・研修の実施
- 組織的な読書教育推進体制の整備
- ボランティア受け入れ体制の整備

学校図書館の整備

学校図書館には豊かな蔵書と専門的な知識を持つ職員を配置する必要があります。専任の職員が中心となって図書館を整備し、子どもの読書活動や授業への援助を行うことで、学習や教育の幅が広がります。また、コンピュータによる蔵書管理が実現すれば、資料検索や学校間の相互協力も可能となり、資料の有効活用を図ることができます。

- 専門的な知識を持つ専任の職員の配置
- 学校図書館資料の充実
- 魅力的な蔵書構成作り
- 学校図書館の情報化
- 学校図書館の施設や設備の整備・充実

人材の育成とネットワーク化

市内には子どもの読書に関わっている方が多く、関連団体もたくさんあります。読み聞かせなどの活動をより充実したものにするためには、人材を育て、活動への援助を行い、互いに交流や連携ができるしくみを作る必要があります。

- 「東村山子ども読書連絡会」の拡充
- 文庫やボランティアへの支援
- 人材育成のための研修や講習会の実施
- 人材バンク活用のしくみ作り
- NPO等団体との連携
- 保育施設・子ども関連施設との連携

市立図書館の機能強化と全庁的な体制作り

公平かつ中立的な立場で、質の高い図書館サービスを継続的に提供するとともに、市内全体の子どもの読書推進の拠点として、関連部署と連携を図りながら読書行政を活性化する役割があります。

- 乳幼児・児童・青少年への図書館サービスの充実
- 保護者への啓発機会の拡充
- 子どもあるいは親子向けの図書館利用教育の工夫
- 専門性を持った職員の継続的な配置
- 資料費の充実
- 図書館施設の整備
- 図書館利用のPRの工夫
- 保育施設・子ども関連施設との連携
- 学校における読書活動・学習活動との連携
- 庁内関連部署との実効性ある連携
- 子どもと本に関わる市民への支援と連携

東村山市子ども読書活動推進計画策定協議会設置規則

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づく東村山市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）の策定に関し必要な事項を協議するため、東村山市子ども読書活動推進計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、東村山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提言する。

- (1) 子どもの成長段階に応じた読書環境の整備に関すること。
- (2) 子どもの読書活動の充実及び市民への啓発に関すること。
- (3) 子どもの読書活動に関するボランティアの支援・育成に関すること。
- (4) その他推進計画の策定に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、12人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 東村山市立図書館協議会委員 2人以内
- (2) 学校教育関係者 3人以内
- (3) 幼稚園関係者 1人
- (4) 保育園関係者 1人
- (5) PTA関係者 1人
- (6) 東村山子ども読書連絡会会員 2人以内
- (7) 一般公募市民 2人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の提言を行う日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、第3条第2項第1号の委員のうちから選任する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長がこれを招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事進行は、会長がこれに当たる。

(部会)

第7条 協議会に、専門の事項を調査検討するための部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(謝礼)

第9条 協議会及び部会に出席した委員並びに前条の規定に基づき出席を求められた者で、必要があると認められるものに対しては、謝礼を支払うことができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、教育委員会図書館において処理する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、第2条の規定に基づく提言のあった日にその効力を失う。

審議経過

(全体会)

第1回 全体会 平成16年6月14日(月)
午後7時～9時
中央図書館 集会室

(学校部会)

第1回 学校部会 平成16年7月 7日(水)
午後3時～5時
市民センター別館 第4会議室

第2回 学校部会 平成16年7月23日(金)
午後2時～4時
市民センター別館 第4会議室

(乳幼児部会)

第1回 乳幼児部会 平成16年7月14日(水)
午後7時～9時
中央図書館 集会室

第2回 乳幼児部会 平成16年7月23日(金)
午後2時～4時
市民センター別館 第6会議室

(全体会)

第2回 全体会 平成16年9月13日(月)
午後2時～5時
中央図書館 集会室

東村山市子ども読書活動推進計画策定協議会委員 名簿

(平成16年6月3日から平成16年9月27日)

会長:◎ 副会長:○

氏名	構成	所属団体等	部会
◎高鷲 忠美	東村山市立図書館協議会委員	八洲学園大学教授 全国学校図書館協議会理事 元東京学芸大学教授	学校
○大塚 恵美子	東村山市立図書館協議会委員	くめがわ電車図書館	乳幼児
黒澤 孝市	学校教育関係者	東村山市立東萩山小学校 校長 市内小中学校 司書教諭連絡会顧問	学校
村上 浩	学校教育関係者	東村山市立東村山第四中学校 校長	学校
平井 弘子	学校教育関係者	東京都立東村山西高等学校 司書教諭	学校
遠藤 朋子	幼稚園関係者	多摩みどり幼稚園 副園長	乳幼児
古川 節子	保育園関係者	東大典保育園 園長	乳幼児
島崎 喜美子	PTA関係者	東村山市立東村山第六中学校 PTA役員	学校
山崎 妙子	東村山子ども読書連絡会会員	東村山市文庫・サークル連絡会 (こども文庫)	乳幼児
保木本 典子	東村山子ども読書連絡会会員	東村山おはなしサークル連絡会 (南台小学校図書サークル)	学校
石橋 淑子	一般公募委員	中野区 中学校図書館指導員	学校
阿多 志津香	一般公募委員	新宿区 社会教育指導員	乳幼児

東村山市
子ども読書活動推進計画に向けて
— 提 言 —

平成16年（2004年）9月 発行

編集 東村山市子ども読書活動推進計画策定協議会
発行 東村山市教育委員会

事務局：東村山市立中央図書館

〒189-8501 東京都東村山市本町 1-1-10

TEL:042-394-2900 FAX:042-394-4107